

課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その1）～

第1期の授業料免除申請において、申請書に記入する給与所得の収入金額は、出願時の前々年1年間（1月～12月）の収入金額となります。下記を参照して、課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」欄に記入してください。

【課税証明書 例】※様式は自治体によって異なります。名称も「所得証明書」となる場合があります。

【申請書裏面：⑥家族及び所得欄】

令和2年度 (令和元年年分) 市民税・県民税 課税証明書			
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
氏名	筑波 優作		
所得の内訳	金額	所得控除金額	
給与所得	3,300,000	雑損	
(給与収入金額)	4,800,000	医療費	11,750
不動産所得	2,000,000	社会保険料	697,770
事業所得	1,000,000	小規模共済掛金	
年金所得	300,000	生命保険料	70,000
(年金収入)	1,000,000	地震保険料	6,175
		寄付金	
		障・老・寡・勤	
		配偶者	
		配偶者特別	210,000
		扶養	1,110,000
		基礎	330,000
		所得控除合計	2,435,695
令和元年年分 合計所得金額	6,600,000円	市民税 所得割額	41,940 市民 均等
		県民税 所得割額	3,500 県民 均等

申請書に記入

申請者との関係	本人	父
氏名		筑波優作
年齢	20	65
職業	無	会社員・不動産
勤務先・勤続年数		●●不動産(株) 43年勤務
給与収入金額※	2400	4800
年金(老齢年金)※		1000
年金(障害・遺族年金等)		
雇用保険		児童手当の金額
生活扶助(生活保護費、児童手当等)		240
その他		
計 (給与収入)	学生記入欄 2400	6040
	大学修正欄	
事業所得(営業・農業等)※		1000
地代・家賃・利子・配当※		2000
養育費等	1000	
その他		
臨時所得	退職金	
	保険金	

課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」に記入できるのは、申請書「申請書裏面⑥家族及び所得」の※のついている項目になります。給与収入と年金収入は「給与収入欄」に、事業所得（営業等所得）や不動産所得は「給与収入以外の所得欄」に記入してください。なお、2019年の収入にもとづいた住民税が0円の者は「非課税証明書」という名称で発行されます。

課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その2）～

課税証明書の所得の内訳において「雑所得」欄には、①公的年金等に係る雑所得額、②公的年金以外（著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税）の雑所得額が合算して記載されている場合があります。まず、公的年金等収入に関しては、（公的年金収入）欄記載の金額を申請書に記入してください。

次に下右表を参考に「①公的年金等に係る雑所得額」を算出し、雑所得欄記載の金額からこの金額①を差し引いて「②公的年金以外の雑所得額」を求め、申請書の給与収入以外の所得欄その他に記入してください。なお、その所得内容がわかるようにしておく必要があります。

令和2年度 (令和元年分) 市民税・県民税 課税記

住所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
氏名	筑波 優作		
所得の内訳	金額		
給与所得	3,300,000		
(給与収入金額)	4,800,000		
不動産所得	2,000,000		
事業所得	1,000,000		
雑所得	300,000		
(公的年金収入)	1,000,000		
令和元年分 合計所得金額	6,600,000円		

雑損
医療費
社会保険料
小規模共済掛
生命保険料
地震保険料
寄付金
障・老・寡・勤
配偶者
配偶者特別
扶養
基礎
所得控除合計

市民税
所得割額
県民税
所得割額

【公的年金等に係る雑所得の金額計算】

① 公的年金等に係る雑所得の速算表

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額がゼロになる)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,555円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合、所得金額はゼロとなる)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

公的年金等に係る雑所得の金額＝右表における (a) × (b) - (c)

※例えば上の者が65歳未満の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

(a) 1,000,000円 × (b) 100% - (c) 700,000円 = 300,000円